

これまでの取り組み
(千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画 H20～H27)

◆背 景

H 1 9 年度放置車両の解消を目指した施策を総合的・効率的に推進するため、中長期的に取り組むべき施策の方向性を定めた「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(以下、総合計画) を策定
(計画期間 H20～H27 年度)

◆取り組みの成果

	策定前 H19 年度	成果 H27 年度	達 成
駐輪場整備台数	目標 9,483 台	整備 8,531 台	○ 90.0%
撤去自転車の 返還率	30.8%	65.7% (H26 年度)	◎ 34.9%増
放置自転車台数	9,612 台 (H19.6)	1,521 台 (H27.6)	◎ 8,091 台減 84.2%

第 2 次総合計画について

「量」から「質」へ

- ◆課題
- 駐輪場の利用が定着し、自動精算機の導入や監視体制の強化、多様な大きさの自転車を置くことのできるスペースの確保などのニーズが顕在化してきた。
 - 乗入台数に対して収容台数が過剰となっている駐輪場があり、施設が有効に活用されていない。
 - 20 年以上経過した駐輪場の数が 4 割近くなり、施設の老朽化による雨漏りや駐輪ラックの不具合が多く生じてきた。
 - 通勤通学の自転車利用者の放置は減少したものの、買い物利用など短時間利用者の放置が減少していない。

1. 総合計画に関する基本事項

◆第 2 次総合計画のポイント

第 2 次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画
(平成 28～33 年度)

- ① 駐輪場設備の質及び利便性の向上【新規】
- ② 駐輪場の整備及び統廃合【新規】
現状：収容台数 6 万 3 千台 収容率 66%
⇒ 計画：収容台数 4 万 9 千台 収容率 92%
1 万 4 千台減
- ③ 効率的な維持管理体制の構築【新規】
- ④ 民間主体による駐輪場の確保【継続】

2. 自転車利用環境の整備に関する基本方針と施策体系

基本方針 1 利用者のニーズに対応した駐輪場の効率的な管理・運営に努めます。

- 施 策
- ①駐輪場設備の質及び利便性向上
 - ②駐輪場の管理・運営における民間の積極的な活用
 - ③料金の改定に関する検討
 - ④利用料金の納付方法に関する効率化

(1) 駐輪場設備の質及び利便性向上

(2) 駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討

(3) 駐輪場利用料金及び移動・保管手数料の改定に関する検討

(4) 駐輪場定期利用事前受付の料金納付方法に関する利便性向上

基本方針 2 地域の実情に応じた駐輪場の確保や再整備を進めます。

- 施 策
- ①既設の駐輪場の立体化・ラックの導入による利用の効率化
 - ②駐輪場の新設に際しての、広幅員の歩道等の活用や道路の地下空間の活用可能性の検討
 - ③駅前駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合
 - ④駐輪場設備の修繕計画の作成及び修繕計画に基づく維持管理
 - ⑤無料駐輪場の有料化の検討

(5) 駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合

代表的な取組み (6) 駐輪場設備の継続的かつ効率的な維持管理体制の構築

基本方針 3 民間主体による駐輪場の確保を促進します。

- 施 策
- ①集客施設への短時間利用専用の駐輪場設置要請
 - ②市街地開発事業、開発行為等の実施に際しての協力要請
 - ③民間建築物への駐輪場の附置義務による駐輪場の確保
 - ④民間が主体的に駐輪場を確保しやすいしくみづくり

代表的な取組み (7) 民間主体による駐輪場の確保の促進

基本方針 4 鉄軌道事業者等による駐車対策の主体的・積極的な取組みを促進及び連携体制の強化を図ります。

- 施 策
- ①鉄軌道事業者等による用地の提供
 - ②鉄軌道事業者等による自主的な駐輪場設置の働きかけ
 - ③鉄軌道事業者等が実施する駐車対策への支援

代表的な取組み (8) 鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進と協力体制の強化

基本方針 5 放置自転車等の撤去体制の充実・強化を図ります。

- 施 策
- ①保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化
 - ②放置禁止区域追加指定、追放指導員の効率的配置等による放置抑制方法の検討・実施
 - ③追放指導員等の均一な質の高い業務実施
 - ④未返還自転車の有効活用

代表的な取組み (9) 放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化

基本方針 6 放置自転車対策に関する P R やルールの遵守・利用マナーの向上を進めます。

- 施 策
- ①イベントの開催や各種媒体を活用した、ルールの遵守・利用マナーの向上に関する啓発活動の実施
 - ②鉄軌道事業者等による啓発活動の実施等の積極的な協力及び連携体制の強化
 - ③教育委員会等との連携強化により教育現場における効果的な啓発活動の実施

代表的な取組み (10) 放置自転車対策における関連事業者等との連携強化及び啓発活動等の実施

3. 駅別駐輪場整備計画

◆目標年次 平成 33 年度

◆対象区域 整備計画対象区域

J R：駅を中心に 300m の範囲

京成、モノレール：同 100m の範囲

◆計画台数 将来需要推計による

各駅周辺町丁別の過去 5 年の伸び率による推計

(開発等計画による新規需要を考慮)

◆整備内容

○整備手法、台数、時期、主体

○駐輪場、管理棟の統廃合

○電磁ロック式ラックの導入

○区画整理、再開発等に伴う代替駐輪場の整備

◆順次実施内容

○盗難の多い駐輪場へ注意看板や監視カメラなどを設置

○LED 照明灯への更新

【 前 期 】 (平成 28 ～ 30 年度)	新 設 9 箇所 廃 止 10 箇所 増 設 7 箇所 縮 小 14 箇所
----------------------------	--

【 後 期 】 (平成 31 ～ 33 年度)	新 設 7 箇所 廃 止 18 箇所 増 設 0 箇所 縮 小 27 箇所
----------------------------	--

【 全 体 】 (平成 28 ～ 33 年度)	新 設 16 箇所 廃 止 28 箇所 増 設 7 箇所 縮 小 41 箇所
----------------------------	---

(参考)

○人口動向

現況の 96 万 6 千人 (平成 27 年 3 月) から平成 32 年に 97 万 4 千人に達した後、減少に転じる見通し

○駅周辺の自転車等の乗入状況等 (市内全駅合計)

乗入台数	約 4 万 2 千台
放置台数	約 1.5 千台
収容台数	約 6 万 3 千台

○駐輪場 45 駅周辺、147 箇所
(J R 18 駅、京成 12 駅、モノレール 15 駅)

○放置禁止区域 35 駅周辺
(J R 18 駅、京成 11 駅、モノレール 6 駅)

○自転車保管場 8 箇所、12,505 台分

○撤去活動 年間 805 回、約 3 万 7 千台 (H26 年度)

○啓発活動 放置自転車クリーンキャンペーン、出前講座